

嘉穂高等学校第44回生同期会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、嘉穂高等学校第44回生同期会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局設置場所)

第2条 本会の事務局は、事務局長が指定する場所に設置する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて平成30年度嘉穂高等学校大同窓会総会（以下「大同窓会」という。）の成功を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 同窓会の開催及び会報の発行等、会員相互の親睦に関する事業
- (2) 嘉穂高等学校への助成等、在校生の活動支援事業
- (3) 嘉穂高等学校同窓会及び各地区支部総会の当番年度における企画運営及び他年度における協力に関する事業
- (4) その他、この会の目的達成のために必要な諸事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、福岡県立嘉穂高等学校第44回卒業生とする。

(会費)

第6条 本会の会費は、50,000円とする。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(役員の種類及び定数)

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長6名以内、会計若干名、事務局若干名をそれぞれ置く
- (2) 総務委員長1名、財務委員長1名、企画委員長1名、広報委員長1名をそれぞれ置く
- (3) 各クラスにクラス委員若干名をそれぞれ置く
- (4) 監査委員2名以内を置く
- (5) 地区連絡委員は、関東地区、関西地区、福岡地区、北九州地区にそれぞれ若干名置く

- 2 前項の役員及び委員をもって、大同窓会の実行にあたるものとし、その場合にあっては、会長を実行委員長、副会長を副実行委員長に読み替えるものとする。

第3章 役員

(役員を選任等)

- 第8条 会長及び監査委員は、総会において会員の中から選任する。
- 2 その他の役員は、会長が会員の中から任免する。
 - 3 事務局は、互選により事務局長を1名選任する。
 - 4 監査委員は、その他の役員又は委員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

- 第9条 役員は、役員会を構成し、この会則及び役員会の議決に基づき、本会の事業を執行するものとし、各役員は次の各号に掲げる仕事を執行する。
- (1) 会長は、本会を代表し、事業を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その仕事を代行する。
 - (3) 会計は、本会の会費などの経理を行う。
 - (4) 事務局長は、事務局の仕事を総括する。
 - (5) 各委員長は、各委員会の仕事を統括する。
 - (6) 監査委員は、本会の業務執行の状況及び財産の状況を監査する。

第4章 総会

(総会)

- 第10条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(総会の種別及び召集)

- 第11条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とし、会長が召集する。定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときこれを召集する。

(議長)

- 第12条 総会の議長は、会長とする。ただし、会長が指名した場合はこの限りではない。

(総会の決議事項)

- 第13条 総会は、次の各号に掲げる内容を決議する。
- (1) 会則の変更
 - (2) 会長及び監査委員の選任又は解任
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他、役員会が総会に諮ることを適当とした事項

(議決)

第14条 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

(表決の委任)

第15条 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

第5章 役員会

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局、総務委員長、財務委員長、企画委員長、広報委員長をもって構成する。

(役員会の任務)

第17条 役員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 事業計画案及び収支予算案並びにその変更案の作成
- (2) 予算の執行、決算書及び事業報告書の作成
- (3) 総会に諮る議案の作成
- (4) 地区委員の選出
- (5) 本会の業務執行に関する事項
- (6) 軽微な予算の変更
- (7) 第4条第1項第3号の事業にあたって必要な運営委員会等の設置及び廃止に関する事項
- (8) 嘉穂高等学校同窓会本部の要請に基づく本部常任理事及び理事の推薦
- (9) この会則施行に関する諸規程及び細則等の作成及び決定
- (10) その他、本会の運営に必要な事項

(議決)

第18条 役員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

第6章 委員会

(委員会)

第19条 本会に次の各号に掲げる委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 広報委員会

(委員会の任務)

第20条 各委員会は、委員長の統括の下、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) 総務委員会は、大同窓会総会、同期会総会の総務を行う
- (2) 財務委員会は、会費の徴収、寄附金募集、その他本会の財務一般を行う
- (3) 企画委員会は、大同窓会及び同期会総会のアトラクション、会場設営などの企画、実行を行う
- (4) 広報委員会は、会報の発行、その他広報渉外全般を行う

第7章 クラス委員

(クラス委員の選出)

第21条 クラス委員の選出方法は、各クラスに委ねる。

(クラス委員の任務)

第22条 クラス委員は、クラス全体を掌握し、クラスの会員との連絡調整を行う。

第8章 地区連絡委員

(地区連絡委員の選出)

第23条 地区連絡委員は、当該地区在住の会員の中から役員会で選出し、会長が選任する。ただし、役員会が必要と認めたときは、地区外在住の会員の中から選任することができる。

(地区連絡委員の任務)

第24条 地区連絡委員は、担当地区を掌握し、担当地区在住の会員及び担当地区に存する嘉穂高等学校同窓会支部との連絡調整を行う。

第9章 会計

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、役員会が作成し、総会の承認を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに役員会が作成し、監査委員の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

第10章 雑則

(個人情報保護)

第28条 会員は、その活動中に知り得た個人情報は、第3条の目的にのみ使用することとし、その取扱いは法令に基づいたものとする。